規制の事前評価書（要旨）

規制の名称	調査を行う間における銃砲の保管に関する規定の新設		
担当部局	警察庁生活安全局生活環境課		
評価実施時期	平成20年9月		
規制の目的、内容及び必要性	【目的及び必要性】 銃砲の所持許可を受けた者が欠格事由に該当する疑いがあり、その真否等を確認するための調査を具体的に行っている間、当該銃砲をその者の管理下に置いておかざるを得ないというのは危害予防上問題があると考えられることから、銃砲の所持、使用等に関する危害を予防するため、都道府県公安委員会が調査を行う間における銃砲の保管に関する規定を設ける必要がある。 【内容】 都道府県公安委員会は、銃砲の所持許可を受けた者が人に暴行を加える等の行為をし、かつ、その粗暴な言動等から判断して、欠格事由に該当する疑いがあると認められる場合において、その者に当該許可に係る銃砲を保管させておくことが適当でないと認めるときは、当該銃砲の提出を命じ、調査を行う間、提出された銃砲を保管することができることとする。この場合において当該保管の期間は、30日を超えることができないこととする。		
	法令の名称・関連条項とその内容	銃砲刀剣類所持等取締法第13条の3	
想定される代替案	都道府県公安委員会は、銃砲の所持許可を受けた者が人に暴行を加える等の行為をし、かつ、その粗暴な言動等から判断して、欠格事由に該当する疑いがあると認められる場合において、その者に当該許可に係る銃砲を保管させておくことが適当でないと認めるときは、調査を行う間、当該銃砲の使用禁止命令を出すことができることとする。		
規制の費用		各要素の費用	代替案の場合
	（遵守費用）	銃砲の提出を命じられた者が、その所持する銃砲を提出する事務的負担が生じる。	新たな遵守費用は想定されない。
	（行政費用）	提出された銃砲を保管する事務的負担が生じるが、特段の体制強化等なく対応できるものであり、増加する行政費用は僅少である。	新たな行政費用は想定されない。
	（その他の社会的費用）	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。
規制の便益		各要素の便益	代替案の場合
		銃砲の所持許可を受けた者が人に暴行を加える等の行為をし、かつ、その粗暴な言動等から判断して、欠格事由に該当する疑いがあると認められる場合において、確実にその所持する銃砲を提出させることにより、銃砲による危害を予防する。	欠格事由に該当する疑いがあると認められる者によってその所持する銃砲が使用されるおそれがあり、銃砲による危害を十分に防止できない。
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	便益については、改正案では銃砲の所持許可を受けた者が人に暴行を加える等の行為をし、かつ、その粗暴な言動等から判断して、欠格事由に該当する疑いがあると認められる場合において、確実にその所持する銃砲を提出させることにより、銃砲による危害を予防できるが、代替案では銃砲が使用されるおそれがあり、銃砲による危害を十分に防止できない。費用の点では改正案について、銃砲の提出を命じられた者が、その所持する銃砲を提出する事務的負担が生じるが、得られる便益に比して十分に正当化できるものであるから、改正案の方が代替案よりも優れていると評価できる。		
有識者の見解その他関連事項	平成20年5月から、銃砲規制等の在り方に関して専門家・有識者から意見を聴取することを目的として「銃砲規制のあり方に関する懇談会」（座長:藤原静雄　筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）が設置され、幅広く検討が行われ、同年7月に「銃砲規制等の在り方に関する意見書」を取りまとめた。 今般の法改正案については、当該意見書の内容を反映させたものとなっている。		
レビューを行う時期又は条件	当該規制は、社会秩序の基本に係る最小限度の規制であり、見直し規定を置かないものの、社会情勢に応じて必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとする。		
備考			